

事業報告等と
有価証券報告書の
一体的開示 FAQ
(制度編)

2021年1月18日

経済産業省

1.	一体的開示と一体開示に関する FAQ	3
1.1.	一体的開示とは	3
1.2.	一体的開示と現行実務の関係	4
1.3.	現行法制下での一体開示	5
1.4.	日本の上場企業の制度開示の概要	6
1.5.	一体的開示のメリット	9
1.6.	一体開示のメリット	9
1.7.	一体開示の課題	11
2.	一体開示に関する FAQ	12
2.1.	一体開示のひな型、記載例	12
2.2.	一体開示を行う場合の開示スケジュール	13
2.3.	一体開示を行う場合の会計監査人の監査	15
2.4.	一体開示を行う場合の監査役等の監査	16
2.5.	改正会社法(株主総会資料の電子提供制度)施行後の一体開示	18
2.6.	一体開示の実施企業	20
2.7.	一体開示のとりやめ	21
3.	参考	22
3.1.	一体的開示に関する関係省庁のこれまでの議論	22
3.2.	関係省庁による環境の整備や取組の状況	23

はじめに

2018年12月28日に、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省(以下「関係省庁」という)は、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(以下「2018年末とりまとめ」という)を公表しました。2018年末取りまとめでは、会社法に基づく事業報告及び計算書類(以下「事業報告等¹」という)と、金融商品取引法(以下「金商法」という)に基づく有価証券報告書の作成が求められる現行の開示制度を前提とした上で、両方の要請を満たす一体の書類を段階的もしくは同時に開示するという一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策について検討し、その結果を一体的開示の記載例やスケジュール例として公表しました。

経済産業省では2018年末取りまとめの公表後、一体的開示について開示書類作成者である企業や、開示を取り巻く関係者(監査法人、関係機関等)との意見交換を継続的に行ってきました。その際、企業よりご質問が多かった事項を本FAQ(「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)」)としてまとめたものです。

本FAQが、企業が開示書類作成の効率性・合理性を高める選択肢の一つとして一体的開示について、取り組んでみようと思う企業のご参考になれば幸いです。

法令

本FAQにおける、法令等の略称は以下の通り

略称	正式名称
計算規則	会社計算規則
施行規則	会社法施行規則
改正会社法	会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)
金商法	金融商品取引法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
上場規程	有価証券上場規程(東京証券取引所)

¹ 本FAQでは事業報告と計算書類をあわせて「事業報告等」としています。また、連結計算書類を作成している会社においては、連結計算書類も「事業報告等」に含みます。

会社法における計算書類とは貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表をいい(会社法435条2項、計算規則59条1項)、連結計算書類とは、①連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、②「国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるもの、③「修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるもの及び④「米国基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるものを含みます(会社法444条1項、計算規則61条、計算規則120条、計算規則120条の2、計算規則120条の3)。

1. 一体的開示と一体開示に関するFAQ

1.1. 一体的開示とは

Q: 一体的開示とは、どのような開示ですか？

A: 「一体的開示」とは、会社法に基づく事業報告及び計算書類(以下「事業報告等²⁾)と金融商品取引法(以下「金商法」)に基づく有価証券報告書という二つの開示書類を、

- ・ 一体の書類として、又は
- ・ 別個の書類として、段階的に、もしくは、同時に

開示を行うことをいいます。³⁾

両開示書類は法の開示目的が異なるため、両制度間の規定ぶりの違いやひな形の相違等により、記載内容の重複や類似記載項目の用語等の違いが生じています。開示書類間の重複や微妙な違いを共通化する一体的開示により、開示書類作成の効率性・合理性を高めることが可能です。

【解説】

開示書類		開示時期	
		段階的に(別々に)開示 ①	同時に開示②
開示書類	別々に作成 A	A①	A②
	一体の書類として作成 B	B①	B②

一体的開示

一体的開示の「一体的」には、開示書類の記載の共通化と、開示を同時に行うという二つの「一体化」の考え方が含まれています。会社法と金商法の両方の規定を満たす記載の共通化を行った上で、開示書類の作成方法や開示時期により、上記の A①、A②、B①、B②の組み合わせが考えられます。

²⁾ 本FAQにおける「事業報告等」の定義については、脚注1参照

³⁾ 出所「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2017年12月28日)

1.2. 一体的開示と現行実務の関係

Q: 一体的開示のうち、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書を一体の書類として同時に開示を行う方法(【解説】図表B②の方法)は、現行の開示実務と開示時期、及び開示書類の作成方法が異なります。一体的開示と現行実務の関係を教えてください。

A: 「一体的開示」とは、法定開示書類の作成にあたり、企業が開示書類間の重複や微妙な違いの共通化・合理化をどこまで行うか、開示を同時に行うか否かについての考え方であり、企業が可能な範囲で必要に応じて自ら決定することができます。

会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書を一体の書類として、同時に開示を行う B②の方法は、事業報告等と有価証券報告書が一つの書類として一体化することであり、一体的開示の最終形になります。

本 FAQ ではこれを「一体開示」と称し、他の「一体的開示」と区別しています。

【解説】

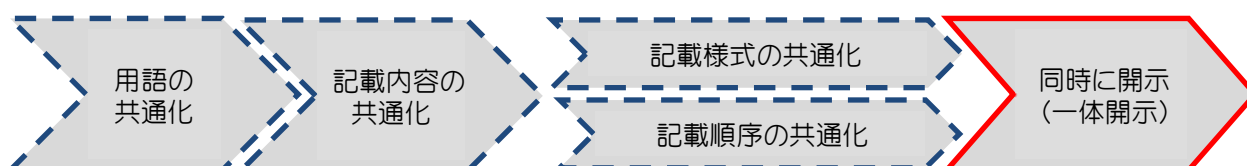
開示書類		開示時期		
		段階的に(別々に)開示 ①	同時に開示②	
開示書類	別々に作成 A	A①	A②	一体的開示
	一体の書類として作成 B	B①	B②	

一体的開示の「一体的」には、開示書類の記載の共通化と、開示を同時に行うという二つの「一体化」の考え方が含まれています。会社法と金商法の両方の規定を満たす記載の共通化を行った上で、開示書類の作成方法や開示時期により、上記の A①、A②、B①、B②の組み合わせが考えられます。

現行の実務を、上記表の分類に当てはめると、A①の区分になります。

■一体的開示の取組 段階的な進め方(イメージ図)

一体的開示に取組む場合、下記のような段階的な進め方が効率的ですが、具体的な取組方針は企業が任意で選択可能です。なお、すでに事業報告等と有価証券報告書における用語の共通化や記載内容の共通化については対応進めている企業も増えてきています(FAQ2.6 参照)。



1.3. 現行法制下での一体開示

Q: 現行法制下でも一体開示は可能ですか？

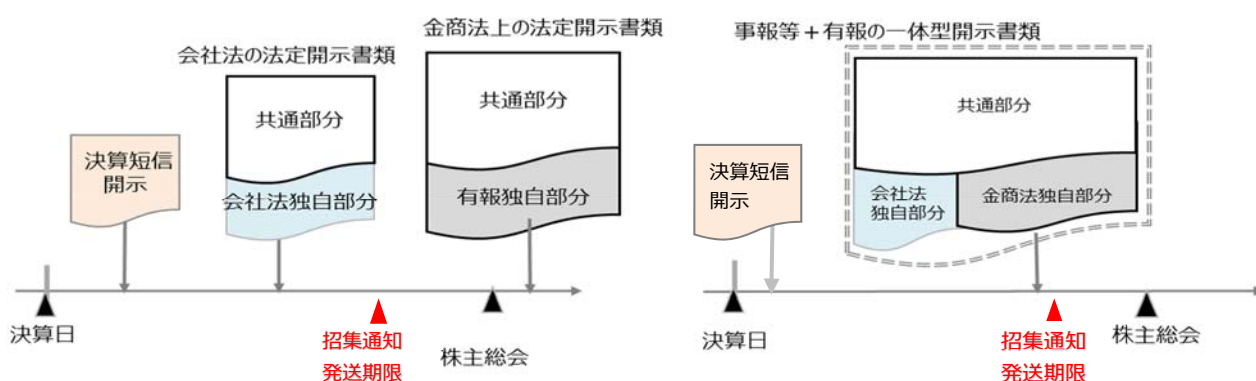
A: 可能です。

制度上は、会社法と金商法の両方の要請を満たす書類(以下「一体書類」という)を作成して、事業報告等として株主総会に報告するとともに、有価証券報告書として提出する一体開示を行うことができます。その場合、開示書類は「有価証券報告書兼事業報告書」という書類名にすることが考えられます。

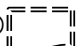
【解説】

現 状 実 務

一 体 開 示



日本の上場企業は、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示書類と、証券取引所の上場規程で要請される決算短信と、あわせて三つの制度開示書類を作成し別々に提出しています。

会社法と金商法というそれぞれの法律で開示のルールが定められていることから、二つの開示書類を作成する実務につながっていますが、現行法制下でも会社法と金商法の両方の要請を満たしている一体書類(上記図の「」)を作成し開示することは可能です。

一体書類は、事業報告等でもあるため、定時株主総会招集通知と一緒に株主総会の日の2週間前までに株主に対して発送する必要があります。一体開示を行った場合の開示スケジュールについては、FAQ2.2をご参照ください。

1.4. 日本の上場企業の制度開示の概要

Q: 日本では、事業報告等と有価証券報告書をそれぞれ別に作成し、開示していますが、海外ではどのようになっていますか。

A: 日本の上場企業は、会社法と金商法という二つの法律に基づき、それぞれ年度開示書類の作成が要請されます。加えて、上場企業は証券取引所の上場規程に基づく決算短信の開示も要請されます。あわせて三つの制度開示が行われています。

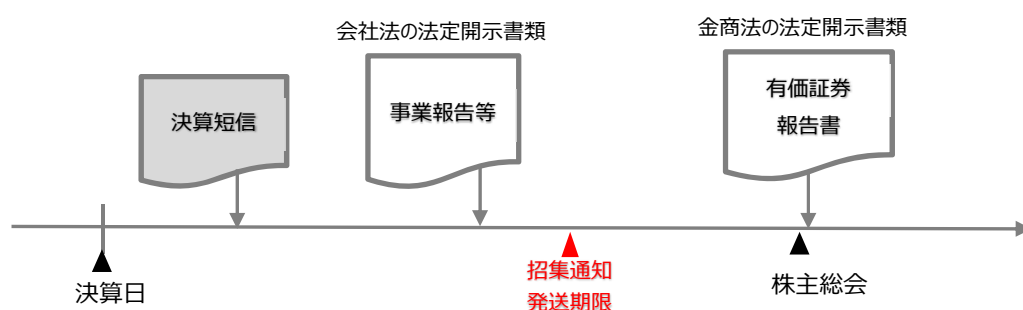
また、金商法と取引所上場規程では、四半期ごとの開示(四半期報告書、四半期決算短信)も要請されています。

諸外国とわが国の法定開示を比べると、以下のような違いがみられます。

- 決算日末から株主総会日までの期間が、わが国より長い⁴。
- わが国の会社法と金商法が要請する開示に相当する内容を一つの開示書類として作成し、法律に基づき株主総会の1カ月以上前に開示している企業が多い。
- 諸外国では、開示ルールを定める法律が複数ある場合でも、開示書類は一体のものとして作成されることが多い。
- 年度開示書類に対する外部監査人による監査は、米国では証券取引所法、英国・ドイツ・フランスでは会社法制により、外部監査人により監査が要請される。一方、わが国では、外部監査人による監査は、会社法と金商法に基づきそれぞれ要請されており、実務においてはそれぞれの監査報告書が異なるタイミングで発行されている。
- 会社法に基づく監査報告書日後、金商法に基づく監査報告書日までに発生している修正後発事象の取り扱いといった日本固有の取り扱いがある。

詳細は、本 FAQ 図表「日米欧の株主総会・企業情報開示のスケジュール(イメージ)」をご参照ください。

【解説】 日本の上場企業の制度開示の一般的なスケジュール



⁴ 諸外国では法律により我が国より短い権利行使期間が定められている点や、配当基準日と議決権行使基準日が切り離されている点が背景にあると考えられます。

日本の上場企業の年度開示は、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示書類の作成が要請されています⁵。さらに、上場企業は証券取引所の上場規程に基づく決算短信の開示も要請されており、あわせて三つの制度開示が行われています。時系列で見ると、決算短信は決算日後45日以内をめどに開示、事業報告等は定時株主総会の招集通知と一緒に、株主総会の2週間前までに株主に発送する必要があります。有価証券報告書は、決算日後3カ月以内に提出することが求められ、実務上、多くは定時株主総会後に提出されています。また、法定開示書類は、会社法と金商法に基づく監査がそれぞれ要請されます。

開示制度は、株主及び会社債権者への情報提供(会社法)、株主・投資家への十分な情報開示の確保(金商法)、投資家に対する財務情報を中心とした速報値としての情報提供(証券取引所上場規程)という、それぞれ法律・制度の目的に対応すべく構築されたものであり、開示の実務も制度上の要請に各開示書類が対応する形で定着してきたものです。

■ 制度開示書類の開示

開示書類	決算短信	事業報告等	有価証券報告書
根拠法	証券取引所上場規程 (取引所規則)	会社法(法定)	金商法(法定)
提出期限・ 提出先	決算日から45日以内 をめどに証券取引所 へ提出	定時株主総会の招集通知と一緒に 株主総会の日の2週間前まで に株主へ発送	決算日から3カ月以内に 内閣総理大臣(財務局長) へ EDINET で提出
開示方法	TD net で開示	原則として、株主に書面で提供 ⁶ 。 ただし、定款の定めにより、記載 事項の一部をインターネットのウ ェブサイトに一定期間掲載するこ とで株主に対して提供したもの とみなすこと(ウェブ開示)も可能 ⁷ 開示府令上、事業報告等は有価 証券報告書の添付書類とされて いるため金融庁所管の EDINET で も開示 ⁸	EDINET で開示

⁵ 会社法 435 条 2 項等、金商法 24 条 1 項

⁶ 会社法 299 条 2 項。ただし、株主の個別の承諾がある場合には、書面での通知に代えてインターネット等電磁的方法により通知を済することも認められます(会社法 299 条 3 項、会社法施行令 2 条 1 項 2 号、会社法施行規則 230 条)。しかし、株主数の多い上場会社では、すべての株主の個別の承諾を得ることが困難であることなどから、この方法は殆ど採用されていません。

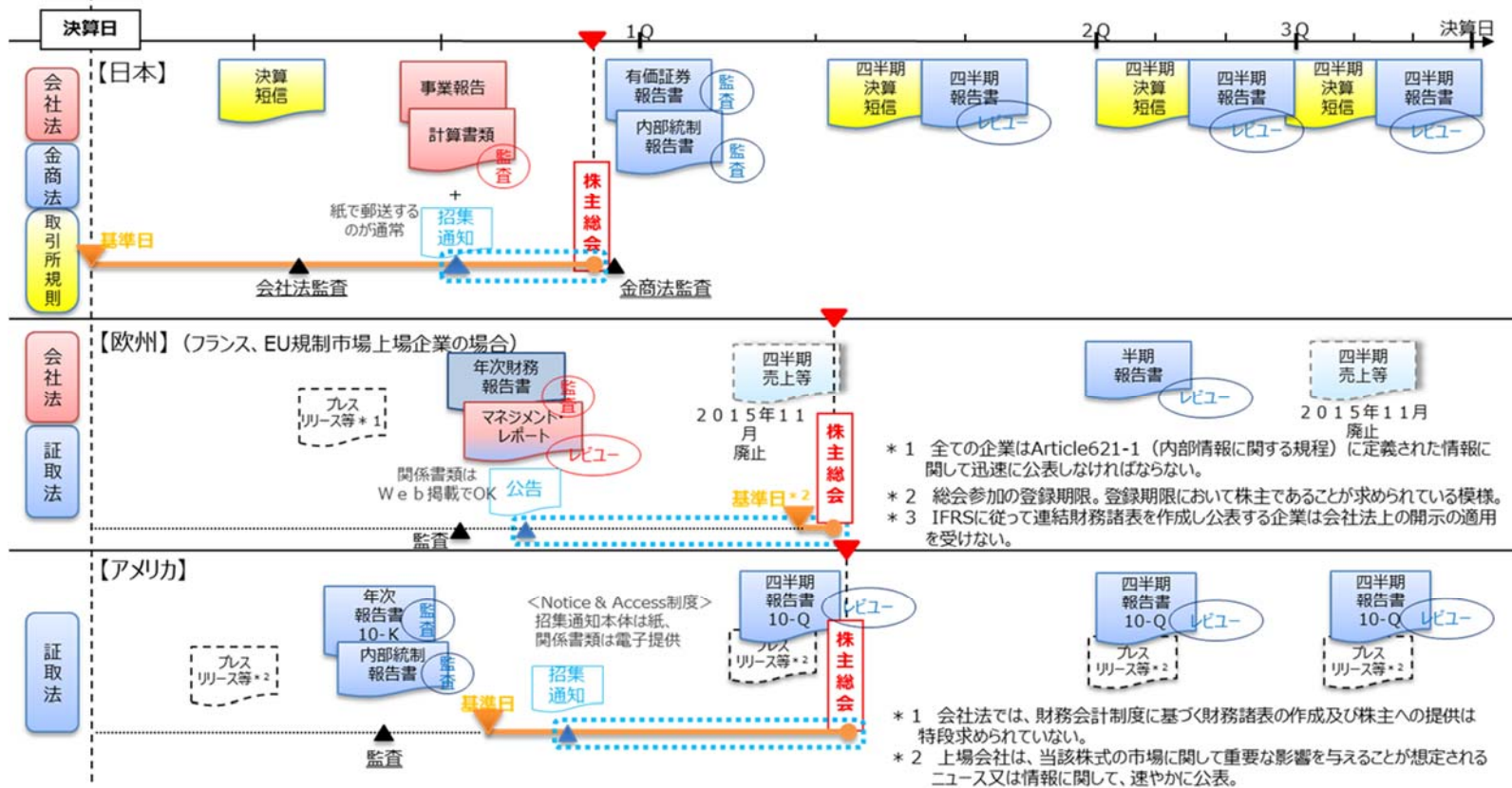
⁷ Q1.7.参照(会社法施行規則 133 条 3 項、計算規則 133 条 4 項・134 条 4 項)

⁸ 開示府令第 17 条第 1 項第 1 号ロ

■諸外国の法定開示とわが国の法定開示を比べると、以下のような違いがみられます。

- ・ 決算日末から株主総会日までの期間が、わが国より長い⁹。
- ・ わが国の会社法と金商法が要請する開示に相当する内容を一つの開示書類として作成し、法律に基づき株主総会の1か月以上前に開示している企業が多い。
- ・ 年度開示書類に対する監査は、米国では証券取引所法、英国・ドイツ・フランスでは会社法制により、外部監査人により行われる。

日米欧の株主総会・企業情報開示のスケジュール(イメージ) (出所:「持続的成長に向けた投資家との対話促進研究会報告書」経済産業省2015年4月を更新)



⁹ 脚注3参照

1.5. 一体的開示のメリット

Q: 一体的開示を行うメリットを教えてください。

A: 一体的開示により、事業報告等と有価証券報告書の開示書類間の重複や微妙な違いを共通化することで、開示書類作成の効率性・合理性を高めることが可能になります。これにより、開示書類作成者である企業の負担が軽減されるとともに、株主・投資家などの開示書類利用者にとっても、記載内容が共通化されることで、より分かりやすい開示が可能になります。

1.6. 一体開示のメリット

Q: 事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成する、一体開示を行うメリットを教えてください。

A: 開示書類作成の効率化、合理化により、非財務情報の充実等のより質の高い開示に人材と時間を活用することが可能になり、企業の中長期的な成長に向けた投資家との対話が充実することが期待されます。

開示書類作成者の企業のメリットとして下記1,2が、作成企業と開示書類利用者のメリットとして3,4があると考えます。

1. 開示書類の一体化による作成作業の効率化・合理化
 - ① 事業報告等から有価証券報告書への、転記や整合性の確認作業が不要になるとともに、一連の社内の(部門間)での調整を削減することが可能になります。
 - ② 開示書類作成のトータルの作業工数・時間が削減されます。
 - ③ 会社法と金商法の開示書類の監査を、同時期に受けることが可能になります。

④ 後発事象の開示¹⁰の要否の検討が一回で済むとともに、わが国固有の後発事象の取扱いの問題^{11,12}が解消されます。

2. 開示書類作成期間の短縮化

開示書類作成や監査対応に係る期間が短くなることにより、従来有価証券報告書の作成・監査対応に充てていた時間を他の作業に充てることが可能になります。

これにより、株主との対話により多くの期間を割くことが可能になります。

3. 有価証券報告書の株主総会前の開示

定時株主総会前に有価証券報告書相当部分を含んだより詳細な情報を株主・投資家に提供することが可能になります。

4. 開示の分かり易さの向上

わが国特有の二つの法定開示書類が一体化されることで、一度に必要な情報がまとめて入手することができ、より利便性が高まるとともに、海外の投資家から見た分かり易さ(諸外国の法定開示制度との比較において)が向上¹³します。

■ 一体書類のポイント

- 株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても使用可能です。
- 一体書類は事業報告等でもあるため、定時株主総会招集通知と一緒に株主総会の2週間前までに株主に対して発送する必要があります。
- 現行法制下で一体書類を作成する場合、有価証券報告書の記載を基礎に、事業報告等に特有の項目を追加する方法で作成することになると考えられます(会社法の開示ルールは金商法の開示ルールと整合性をとりつつも、法定開示項目が金商法よりも限定的になっているため)。

¹⁰ 後発事象とは、期末日の翌日から監査報告書日までに発生した事象を意味するものであり、重要な後発事象として当該事業年度の財務諸表の修正を要する事象(修正後発事象)と、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすため、当該事業年度の財務諸表に注記を要する事象(開示後発事象)に区分されます。

¹¹ わが国では、外部監査人による監査は、会社法と金商法に基づきそれぞれ要請されており、実務においてはそれぞれの監査報告書が異なるタイミングで発行されています。二つの監査報告書の日付が異なることから、諸外国の年次報告書にはないわが国固有の後発事象の取扱いが生じています。

本来、会社法の計算書類(連結計算書類も同様)でも金商法の財務諸表(連結財務諸表も同様)でも、修正後発事象であれば当該事業年度の財務諸表を修正する必要がありますが、わが国の実務では会社法の計算書類と金商法の財務諸表の単一性を重視し、会社法の監査報告書提出後、金商法の監査報告書の提出までに発生した修正後発事象は、有価証券報告書上は開示後発事象に準じた取扱をすることとされています。(出所:「後発事象に関する監査上の取扱い」監査・保証実務委員会報告第76号)

¹² なお、この場合でも連結決算に国際会計基準(IFRS)や米国会計基準を適用している場合は、会計基準に基づき修正後発事象として連結財務諸表に反映します。

¹³ あわせて英文による開示を行うことが有用です。

1.7. 一体開示の課題

Q: 事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成する一体開示を行う場合、実務上どのような課題が考えられますか。

A: 以下のような課題が想定されます。

1. 開示書類の変更に伴う課題

- ① 現状の開示書類(法定開示・任意開示)作成のスケジュールや業務分担の見直しが必要になり移行コストが追加的に発生する。
- ② スケジュール見直しの結果、特定の期間に作業が集中し、株主総会招集通知発送前の作業負荷は増大する懸念がある。
- ③ より詳細な開示情報を含む有価証券報告書を基礎に、会社法のみで開示が要請されている記載を追加するという方法で一体書類を作成する場合には、会社法の開示書類の事業報告の様式が変わることから、移行時の説明が必要。
- ④ 定時株主総会の招集通知及び添付書類の、印刷・発送コストが増加する¹⁴。
- ⑤ 現時点では、多くの企業が使用している開示書類作成の支援システムに、一体開示書類のひな型がないため、当該部分については自社でカスタマイズが必要。

2. 有価証券報告書相当部分の作成期限が早くなることに伴う課題

- ① 現状の定時株主総会日程を所与とすると、一体書類の作成や監査に十分な作業期間が確保できず、会社法の法定期限に開示が間に合わない懸念がある。
- ② 内部統制報告書の提出期限も早くなるため、財務報告に係る内部統制の監査の評価・報告スケジュールの見直しが必要になる。

■ 会社法 ウェブ開示の対象

添付書類	ウェブ開示が可能な事項	ウェブ開示が認められない事項
事業報告 (施行規則 133 条 3 項)	右記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の現況に関する事項、株式会社の会社役員に関する事項のうち施行規則で具体的な項目が定められている事項 ・監査役等が異議を述べた事項
計算書類 (計算規則 133 条 4 項、134 条 4 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別注記表 ・株主資本等変動計算書 ・連結計算書類(これに係る会計監査報告、監査報告含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書 ・計算書類に係る会計監査報告、監査報告
株主総会参考書類 (施行規則 94 条 1 項)	右記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・議案 ・事業報告に表示すべき事項 ・ホームページのアドレス等 ・監査役等が異議を述べた事項

¹⁴ 事業報告等は招集通知と一緒に原則として書面で株主に提供する必要がありますが、定款の定めにより記載事項の一部をインターネットのウェブサイトにて一定期間掲載することで、株主に対して提供したものとみなすこと(ウェブ開示)も可能です。現行実務においても、計算書類の個別注記表や連結計算書類の連結注記表については印刷・発送せず、ウェブ開示によっている企業が多く、一体開示を行う場合もウェブ開示を活用することで当該課題への対応策になると考えられます。

2. 一体開示に関するFAQ

2.1. 一体開示のひな型、記載例

Q: 一体開示を行う場合に参考となるひな形や記載例はありますか？

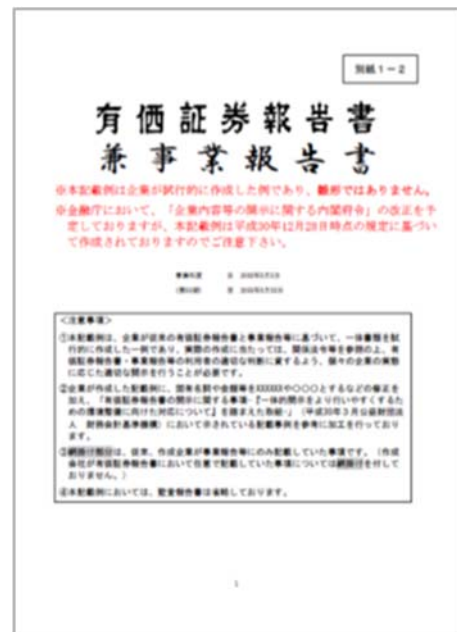
A: 現行法制下で会社法と金商法の両方の要請を満たす一体書類を作成する場合の記載例「有価証券報告書兼事業報告書」が、2018年12月に公表された2018年末とりまとめの別紙1-2として公表されています。

なお、本記載例は、2019年1月31日公布・施行の開示府令の改正前の有価証券報告書をモデルに作成されているため、開示府令の改正によって記載が必要になった項目については、追加の必要があります。

【解説】 一体書類の記載例 「有価証券報告書兼事業報告書」

右記は、一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策を、企業及び投資家とともに関連省庁が横断的に検討した中で、当該企業の試行的取組に基づき作成された記載例です。企業が自社の従来の有価証券報告書と事業報告等に基づいて一体書類を試行的に作成し、それを汎用的になるよう個別情報を除いたものです。(*1)

会社法は金商法とは異なり、全ての株式会社に適用されるため、対象となる会社の規模や利害関係者の範囲は様々です¹⁵。現行法制下で一体書類を作成する場合、一般に、有価証券報告書の記載を基礎に、事業報告等に特有の項目を追加する方法で作成することになると考えられますが、本記載例もその方法により作成されています。



(*1)「事業報告等有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2018年12月28日）「別紙1-2」
<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181228006/20181228006.html>

¹⁵ 事業報告の記載内容に係る会社法施行規則の規定は、金商法の開示府令のように様式の定めもありません。

¹⁶ 会社法上「株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法431条)とされ、会社計算規則においても「会社計算規則の用語の解釈および規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」(計算規則3条)と規定されています。そのため計算書類・連結計算書類については、企業会計基準委員会の設定した会計基準等をしん酌して作成します。

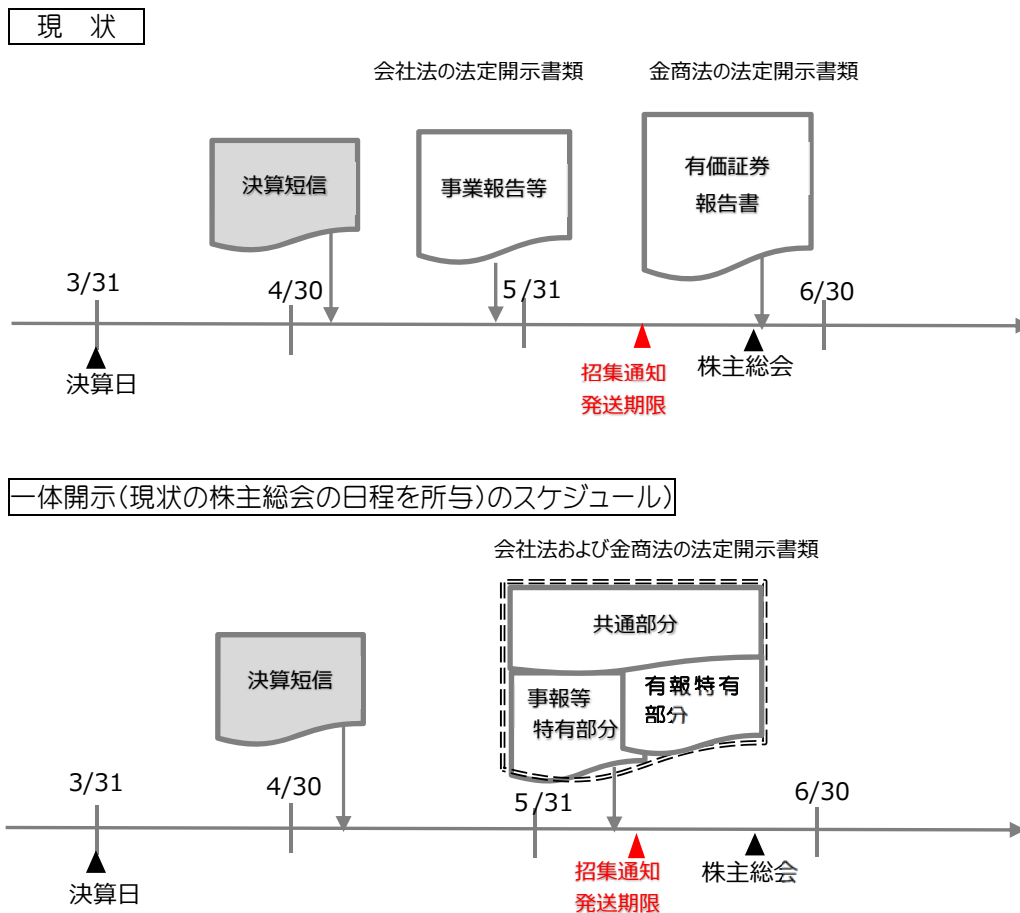
2.2. 一体開示を行う場合の開示スケジュール

Q: 一体開示を行う場合、開示スケジュールはどのように変わりますか？

A: 一体書類は事業報告等でもあるため、定時株主総会招集通知と一緒に株主総会の2週間前までに株主に対して発送する必要があります。

現状の株主総会の日程を所与として一体開示を行う場合、有価証券報告書相当部分の開示も株主総会前の開示となるため、有価証券報告書の総会前の早期開示につながります。

【解説】 わが国の上場企業¹⁷の一般的な開示スケジュール



一体開示を行う場合、定時株主総会招集通知と一緒に一体書類を株主総会の2週間前までに株主に対して発送する必要があります。一体書類の一部(有価証券報告書特有の開示項目)については、開示書類の作成期限が現行実務より早くなるため、会社法の招集通知の発送期限に間に合わない、もしくは、一体書類の監査に必要な日程が確保できないケースが想定されます。招集通知の発送期限を遅らせるには、基準日の変更を含め、株主総会の日程を現状より後ろ倒しにすることが必要になります。

¹⁷ 議決権行使の基準日を決算日と定めている3月決算の場合

■株主総会日程¹⁸

定時株主総会をいつまでに開催するかについては、会社法上特に定めはありませんが、議決権行使を行う株主の基準日(以下「議決権行使基準日」という)を定めた場合、その3カ月以内に株主総会を開催する¹⁹こととなります。わが国の実務では議決権行使基準日を以下のように定款で定めている企業が多いため、本FAQでもその前提で以下説明をします。

現行実務：「事業年度末日(決算日)」＝「議決権行使基準日」＝「配当基準日」

株主総会を決算日の3ヶ月よりも後に開催する場合：決算日 ≠ 議決権行使基準日

■株主総会日程の変更

議決権行使基準日の変更を行うか否かで、以下2つの方法が考えられます。

- ① 議決権行使基準日の変更が不要な範囲で、現行の総会日程を後ろ倒しにする。(3月決算の場合、6月末を限度とし株主総会を後ろ倒し)
- ② 議決権行使基準日を現状より後に変更して、株主総会を後ろ倒しにする²⁰。(3月決算の場合、株主総会を7月に開催)

なお、株主総会における株主の権利行使については、コーポレートガバナンス・コード【原則1-2. 株主総会における権利行使】や【原則1-2】の補充原則1-2①②③²¹が定められており、株主総会の日程や株主への情報提供(事業報告等の開示)の検討にあたり留意が必要です。

■議決権行使基準日を変更した場合の法人税の申告期限延長の特例

上場企業等が定時株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、平成29年度税制改正により法人税の申告期限の特例が講じられ(法人税法第75条の2第1項)²²、決算日から3カ月を超えた日に定時株主総会を開催する場合、定時株主総会后に法人税の確定申告を行うことを可能となりました。

¹⁸ 株主総会を開催するにあたっては原則として取締役会の決議に基づき、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項(議題)等を定めることとされています(会社法 296 条 3 項、298 条 1 項、4 項)。

¹⁹ 会社法 124 条第 2 項

²⁰ 会社法上、議決権行使基準日を決算日より後ろに設定すれば、株主総会を現状より後ろ倒しにすることも可能です。欧米では、「決算日」「議決権行使基準日」「配当基準日」は一致しておらず、決算日から株主総会までの期間は 4～5 か月となっています。

²¹ コーポレートガバナンス・コード(株式会社東京証券取引所 2018 年 6 月 1 日)

補充原則 1-2①「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。」

同1-2②「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TNet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。」

同1-2③「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」

²² 「法人税の申告期限延長の特例の適用を受けるにあたっての留意点」(経済産業省 2017 年 4 月 18 日)

<https://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170418004/20170418004.html>

2.3. 一体開示を行う場合の会計監査人の監査

Q: 一体開示の場合、会計監査人の監査意見は現状実務と同様に、会社法と金商法それぞれで表明されるのでしょうか？

また、一体書類の監査報告書は、現在の様式から変更されるのでしょうか？

A: 会計監査人の監査意見は一体書類に対して表明されます。

一体開示の場合、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書が一体化しているため、監査意見も一体書類に対して表明される予定です²³²⁴。

詳細な様式については日本公認会計士協会の公表資料をご確認ください。

【解説】

会社法監査及び金商法監査では、会計監査人の監査対象が以下のように異なります。

	金商法	会社法
監査対象 ²⁵	【連結財務諸表】 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、関連する注記及び連結附属明細表 【財務諸表】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書 ²⁶ 、関連する注記及び附属明細表	【連結計算書類】 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表 【計算書類及びその附属明細書】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、これらの附属明細書
根拠規定	金融商品取引法 193 条の 2 第 1 項 監査証明府令 1 条 財規 1 条 連結財規 1 条	会社法 436 条 2 項、444 条第 4 項 計算規則 59 条第 1 項、61 条
監査対象年度	2 年 当期財務諸表と比較情報としての前期財務諸表 当期連結財務諸表と比較情報としての前期連結財務諸表(表示期間が 2 年)	1 年 当事業年度の計算書類、連結計算書類(表示期間が 1 年の単年度開示) ²⁷

²³ このため、「監査上の主要な検討事項」の記載された監査報告書が、株主総会前に公表されます。

²⁴ 監査意見の表明にあたり、監査証明の法的根拠となる会社法と金商法の条文及び一体開示で作成される財務諸表を対象とする旨は、監査報告書上で並記される予定です。

²⁵ 有価証券報告書の非財務情報(連結財務諸表・財務諸表以外の記載内容)や会社法の事業報告及びその附属明細書は、監査人の監査意見の対象ではありませんが、監査人は通読することが求められています(監査基準委員会報告書 720 参照)。

²⁶ 連結財務諸表を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書の作成が必要です。

²⁷ 当事業年度の計算書類に併せて、当事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項(以下「過年度事項」という)を参考情報として提供することができます(計算規則 133 条 3 項)。

2.4. 一体開示を行う場合の監査役等の監査

Q: 一体開示を行うと、監査役等²⁸の監査報告²⁹にどのような影響がありますか？

A: 監査役等の職務は、取締役の職務の執行を監査し、報告することであり³⁰、そのために必要な各種の権限・義務が会社法上監査役等に付されています。監査役等の監査対象は取締役の職務執行の全般に及びます。

株式会社は事業年度の終わりに計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、連結計算書類³¹を作成し、監査役等の監査を受けることとされ³²、監査役等は監査の結果について、監査報告を作成します。監査役等の監査報告には、「監査の方法及びその内容」等、書類ごとに法務省令で定められた内容の記載が要請されます(下記【解説】参照)。「監査の方法及びその内容」の記載にあたっては、各社の監査の実情に合わせて具体的な記載が必要となります。一体開示により、監査の方法や内容に変更があった場合、株主が監査の信頼性を正確に判断できるようにするためにも、当該部分について実施した監査の内容を踏まえた記載となるように、監査報告の記載の見直しの要否について監査役等において検討が必要と考えられます。

【解説】

監査役等は監査を実施し、その結果について監査報告を作成します。

監査報告の内容として記載すべき事項は、対象書類ごとに以下のように定められています。

書類名		監査報告の内容等
①	事業報告及びその附属明細書	施行規則 129 条～131 条
②	計算関係書類 ³³	計算規則 127 条～129 条
	計算書類及びその附属明細書 連結計算書類	

上記①と②の監査報告の内容は、それぞれ異なる法務省令で定められていますが、様式については特に規定がないため、全てを一つの書類として作成することも、①②を区分して作成することも可能です。有価証券報告書を提出している企業では、全てまとめて一つの書類として監査報告を作成する実務³⁴が多くみられます。監査役会設置会社では各監査役の監査報告に基づいて監

²⁸ 監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の総称を指します。

²⁹ 監査報告を行う書類を会社法上は「監査報告」としているため当 FAQ2.4 では「監査報告」としています。実務上の「監査報告書」と同一の書類を指します。

³⁰ 会社法 381 条 1 項

³¹ 会社法上の大会社であり、有価証券報告書の提出義務を負う会社の場合、連結計算書類の作成も必要です(会社法 444 条 3 項)。

³² 会社法 436 条 1 項・2 項、444 条 4 項

³³ 計算関係書類には、これ以外に「成立の日における貸借対照表」「臨時計算書類」がある(計算規則 2 条 3 項 3 号)。

³⁴ 公益社団法人日本監査役協会から、監査役又は監査役会が会社法に定める監査報告を作成する際の参考として、監査報告の様式、用語等を示した「監査報告のひな型について」が公表されています。

査役会監査報告を作成する必要があります。監査役会監査の監査報告書の内容は、監査役の多数決で決定します³⁵。

³⁵ 会社法 393 条 1 項

2.5. 改正会社法(株主総会資料の電子提供制度)施行後の一体開示

Q: 改正会社法により、株主総会資料(株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告等など、取締役が株主総会の招集の通知に際して株主に対して提供しなければならない資料)の電子提供制度が創設され、上場企業については、電子提供制度を利用することが義務付けられました。電子提供制度の施行はまだ先ですが、施行後は一体開示にどのような影響がありますか。

A: 電子提供制度が施行された場合には、事業報告等の作成や監査の日程について見直しを行うことが考えられます。この際に EDINET の特例の利用も含めて、業務分担や開示書類作成や監査の日程の見直しを行うことで、全社的な一体開示の取組を進めやすくなると思います。

【解説】

電子提供制度施行後は、事前に書面交付を希望した株主に対してのみ、事業報告等の内容を記載した書面を交付すれば足りることとなり³⁶、印刷・発送の準備期間の短縮化による一体開示書類の作成期間の確保、及び関連コストの削減が期待されます。原則ウェブサイトでの開示になることで、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を株主に提供することが期待されます。また、有価証券報告書の提出会社が電子提供措置開始日³⁷までに一体書類(「有価証券報告書兼事業報告書」)を EDINET で提出すれば、事業報告等の電子提供措置事項について、改めて電子提供措置を取らないことが可能な特例が定められました。

³⁶ 株主総会資料の書面交付を希望する株主は、議決権行使基準日までに請求を行う必要があり、請求を受けた取締役は、招集通知と一緒に書面を発送する必要があります(改正会社法 325 条の 5 第 1 項・2 項)。

³⁷ 電子提供措置とは、インターネット等による電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置として法務省令で定めるものをいいます。電子提供措置開始日とは、株主総会の日の 3 週間前の日または招集通知を発送した日のいずれか早い日をいいます。なお、改正会社法検討の過程で、金融商品取引所の規則において、上場会社は株主による議案の十分な検討期間を確保するために、電子提供措置を株主総会の日の 3 週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある附帯決議がされています(「会社法制(企業統治関係等)の見直しに関する要綱案」の取りまとめ時の附帯決議。法制審議会 会社法制(企業統治等関係部会)2019 年 1 月 16 日)ので、留意が必要です。

■株主総会資料の電子提供制度

株主総会資料の電子提供制度とは、定款の定めに基づき、取締役が株主総会資料の内容である情報を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載して通知³⁸ した場合には、株主の個別の承諾を得ていなくても、取締役は株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする制度です。電子提供制度の施行後は、株主総会資料は電子提供措置開始日までにウェブサイトで開示することとされ、事業報告等の印刷や株主への発送が原則として不要になります。

■EDINETを使用して有価証券報告書を提出した場合の特例措置

有価証券報告書提出会社が電子提供措置開始日までに電子提供措置事項を記載した有価証券報告書をEDINETを使用して提出した場合、株主に対する電子提供措置を改めてとることを要しないという特例が規定されました。

■改正会社法の施行日

改正会社法は、2021年3月1日から施行されます。しかし、総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正については、振替機関、口座管理機関および株主名簿管理人において、システム対応等が必要となるため、他の規定よりも施行までの準備期間を長く確保するため、公布の日（2019年12月11日）から3年6月以内の政令で定める日からの施行とされています。

³⁸ 電子提供制度施行後も、株主総会招集通知は、2週間前までに株主に発送する必要があります。

2.6. 一体開示の実施企業

Q: 実際に一体開示を行っている上場企業はありますか？

A: 一体開示の取組について検討中の企業はありますが、現時点で一体開示を行っている企業はありません。

【解説】

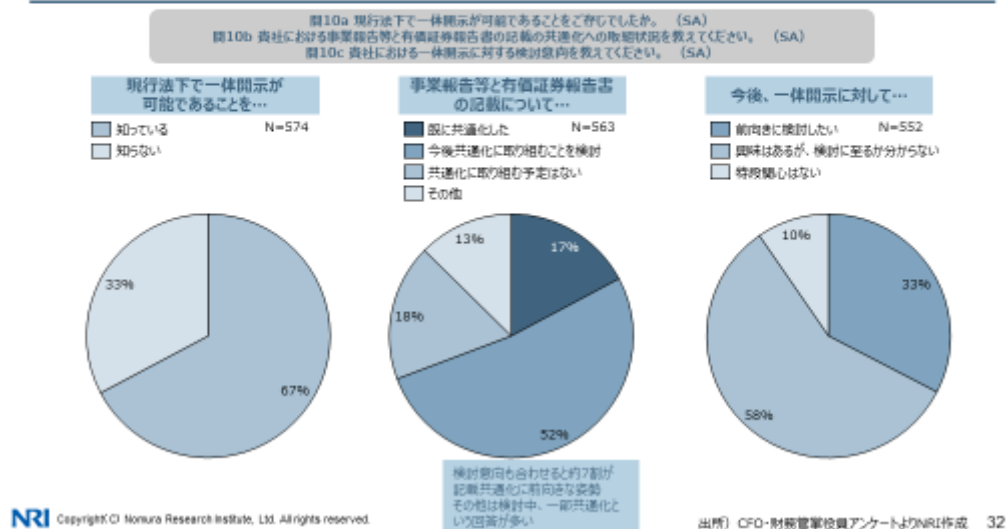
現時点で一体開示を実際に行っている上場企業はありませんが、一体開示については以下のようなアンケート結果³⁹⁴⁰が公表されており、効果的かつ効率的な開示書類作成の方策として、上場企業の一体開示への注目度は高いことがうかがえます。

- ✓ 回答企業のうち約7割が現行法制下で一体開示が可能であることを、認知している。
- ✓ 回答企業のうち約2割の企業は、すでに法定開示書類間の記載の共通化を行っている。
- ✓ 回答企業のうち約3割の企業が、今後一体開示に対して前向きに検討する意向を示している。

開示にかかるリソース_一体開示および記載共通化(問10)

現行法下で一体開示が可能であることを約7割が認知しており、約2割は記載共通化を既に実施済み。今後、一体開示に対しては約3割が前向きに検討する意向を示した。

一体開示/記載共通化への姿勢



³⁹ 出所:「令和元年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方に関する調査研究)(開示、IR等についてのニーズ調査及びAI等を活用した企業価値評価の動向に関する調査)-最終報告書-」(株野村総合研究所 2020年3月)

⁴⁰ 調査概要: 日本の上場企業に対して、開示やIRに関する記入式アンケート調査(全21問)を2019年11月に実施
 回答企業: 2019年10月時点で東証一部、東証二部、東証マザーズ、JASDAQスタンダードの何れかの取引所に上場し、公開情報から送付先住所を取得できた3,599社
 対象者: CFO、財務管掌役員 回答方法: 調査票を郵送し、記入の上、返送 回答数: 580社

2.7. 一体開示のとりやめ

Q: 一体開示を始めた後、それ以降の事業年度に一体開示を取りやめてもとの開示(法定開示書類を別々に作成し開示する)に戻すことは可能ですか？

A: 可能です。

一体的開示及び一体開示は、企業が選択可能な任意の取組であり、記載の共通化・合理化をどこまで行うか、開示のタイミング(開示を同時に行うか否か)については、企業がその判断に応じて決定することができます。よって一体開示を始めた後に、もとの開示(法定開示書類を別々に作成し開示する)に戻すことも法律上は問題ありません。

3. 参考

3.1. 一体的開示に関する関係省庁のこれまでの議論

一体的開示を行いやすくするための取組は、コーポレートガバナンス改革の具体的な取組の一環として行われてきました。「日本再興戦略 改訂 2014」では、「コーポレートガバナンス・コードの策定」と「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の促進」が具体的な施策として掲げられました。関係省庁等による一体的開示に関するこれまでの議論は、以下のような経緯をたどっています。

施策・報告書等	会議体(省庁等)	時期
日本再興戦略改訂 2014	日本経済再生本部(内閣官房)	2014年6月
持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会(経済産業省)	2015年4月
日本再興戦略改訂 2015	日本経済再生本部(内閣官房)	2015年6月
開示・監査制度の在り方に関する提言 一会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察一	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム(日本公認会計士協会)	2015年11月
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー建設的な対話の促進に向けてー」	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(金融庁)	2016年4月
産業競争力会議実行実現点検会合(第41回)小林会長発表	日本経済再生本部(内閣官房)	2016年4月
日本再興戦略 2016	日本経済再生本部(内閣官房)	2016年6月
未来投資戦略 2017	日本経済再生本部(内閣官房)	2017年6月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム(日本公認会計士協会)	2017年8月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について [2017年末とりまとめ 次頁参照]	(内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省)	2017年12月
一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について	(金融庁・法務省)	2017年12月
未来投資戦略 2018	日本経済再生本部(内閣官房)	2018年6月
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー資本市場における好循環の実現に向けてー」	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(金融庁)	2018年6月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の取組の支援について [2018年末とりまとめ 次頁参照]	((内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省)	2018年12月

3.2. 関係省庁による環境の整備や取組の状況

わが国では会社法に基づく事業報告等と、金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示が要請されていますが、制度上両者を一体の書類として作成し、株主総会前に開示することも可能です。しかし、類似項目に関する両制度間の規定ぶりの相違やひな型の相違等により、実務レベルで効率的かつ安心して一つの書類で開示することができる環境が十分に醸成されているとは言い難いという企業側からの指摘がなされていました。この現状のもと、諸外国と同様、一体の書類又は二つの書類の段階的もしくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと(すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示)をより行いやすくするための環境整備を行うことが求められていました。

① 2017 年末とりまとめ

「未来投資戦略 2017」(2017 年 6 月 9 日閣議決定)で掲げられた、中長期的な企業価値の向上を促すための施策の一つである「2019 年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向けて、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省(以下「関係省庁」という)は、一体的開示をより容易とするため、制度・関係省庁横断的な検討し下記を公表しました。

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2017 年 12 月 28 日)
→ 開示書類間で類似・関連する項目について可能な範囲で共通化を図る対応方針(2017 年度中を目途として共通化する 15 項目の内容)が示されました。

2017 年末とりまとめに関連し、以下のような環境整備もあわせて行われています。

- 「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」(金融庁・法務省 2017 年 12 月 28 日)が公表され、共通化にあたり企業側から疑問等の指摘があった 15 項目に対する対応方針が示されました。
- 「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」(公益財団法人財務会計基準機構(FASF)2018 年 3 月 30 日)が公表され、企業が 15 項目について共通化を行う場合の、有価証券報告書のひな型が公表されています。
- 当該ひな形については、金融庁と法務省連名で同日に公表された「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」において、関係法令の解釈上問題ないものと考えられるという、法令解釈が示されています。
- 法令の改正を要するものについては、必要な手当が行われています。

② 2018 年末とりまとめ

一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策を、企業及び投資家の協力を得て、関係省庁において検討し下記を公表しました。

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」
(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2018 年 12 月 28 日)
 - 検討の中で、当該企業の試行的取組に基づき一体的開示の記載例が作成されました。今後、一体的開示を行おうとする企業が参考にできるものとして有益であると考えられるため、一体的開示の記載例および一体書類作成スケジュール等が具体的に示されました。